破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２３号

徳島県板野郡藍住町徳命字前須東７－４　谷田マンション502号室、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊236番地12（旧住所）大阪府門真市常称寺町16番67―201号
債務者　坂本耕一郎
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木亜佐美
4　破産債権の届出期間　平成29年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号

千葉県茂原市鷲巣715番地１（メゾンクレールＡ―102）
債務者　大貫　義和
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成29年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号

千葉市稲毛区長沼町247番地43　メゾンフルーヴ102号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜田　康之
4　破産債権の届出期間　平成29年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７６号

千葉市美浜区高洲３－６－１―904（申立時の住所）千葉市中央区末広５丁目８番９号　サンクレイドル蘇我シンフォニー101号
債務者　深澤　　進
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５号

宮城県名取市堀内字南竹228番地の２、従前の住所宮城県亘理郡山元町山寺字北坪路10番地307
債務者　寺島　秀信
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号

宮城県名取市美田園１丁目８番地の１　５号棟４号
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康浩
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月31日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号

宮城県栗原市金成有壁新町30番地
債務者　阿部　　充
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　破産債権の届出期間　平成29年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号

大阪府泉佐野市市場東３丁目208番地の６
債務者　馬野　伸夫
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６１号

千葉県船橋市藤原１丁目30番２棟512号
債務者　植村　道弘
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　類
4　破産債権の届出期間　平成29年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５号

鹿児島県鹿児島市稲荷町９番18号
債務者　小森　芳郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　破産債権の届出期間　平成29年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５１号

埼玉県春日部市梅田２丁目４番44号
債務者　山崎　秋雄
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木健太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９５号

千葉県市原市ちはら台西３丁目１番地２　パークヒル・サンちはら106
債務者　小安　京子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９６号

千葉県市原市ちはら台西３丁目１番地２　パークヒル・サンちはら106
債務者　小安　　敏
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　破産債権の届出期間　平成29年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号

松江市浜乃木２丁目１番15―310号　福島ビル３－10号
債務者　加藤　二郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　智之
4　破産債権の届出期間　平成29年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
松江地方裁判所民事部